

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の見直しについて

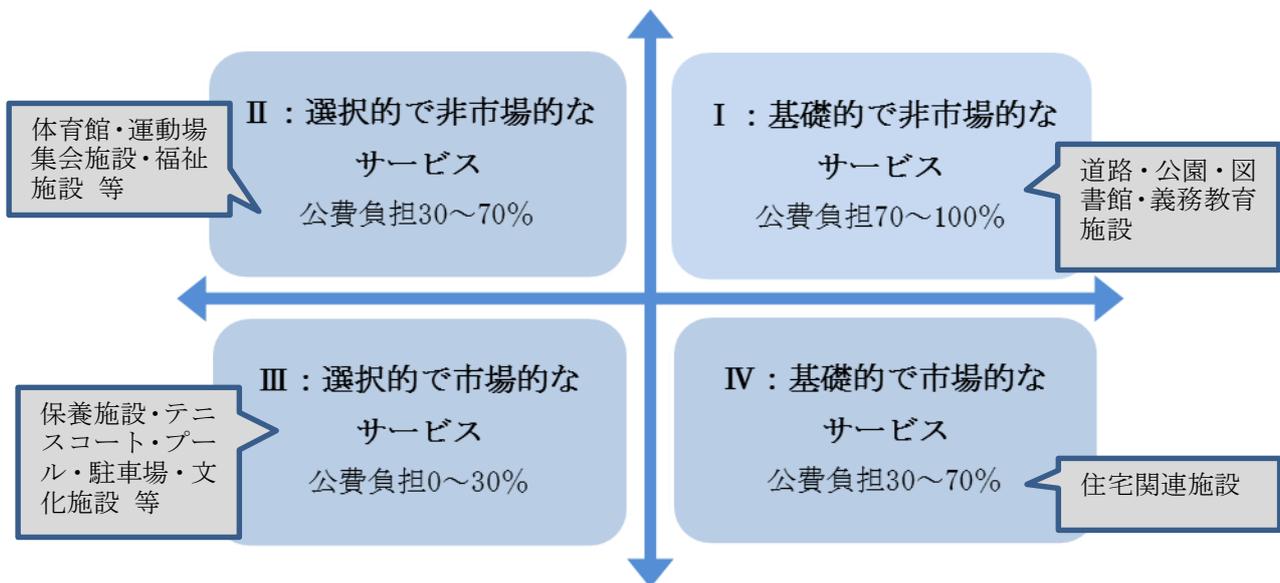
1 見直しの趣旨

2019年10月に予定されている消費税率の改定などの社会経済情勢の変化への対応や市民負担の公平性の観点から、受益者負担のさらなる適正化を図るため、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（平成27年度改定版）」の見直しを行う。

2 見直しの内容

(1) 受益者負担区分の見直し

■現行の区分



■現状の課題

・各区分の受益者負担割合に幅を持たせていることにより、受益者負担割合が概ね適正範囲内に収まってしまふ。特に、区分IIと区分IVについては、公費負担割合が50%前後にあり、他の区分と比較しても、市民負担の公平性の面で課題がある。

そのため、行政コストの増加に伴い原価計算結果と現行料金に乖離が生じた場合でも、現行の区分では、受益者に対する適切な行政コストの転嫁が難しいため、受益者負担区分を見直す必要がある。

■見直し（案1）

・区分IIと区分IVについて、公費負担割合の上限を現行の70%から50%に引き下げることで、受益者に対する適切な行政コストの転嫁が図られるとともに、市民負担の公平性が一定程度確保される。

【区分I】「基礎的で非市場的なサービス」 公費負担割合 70~100%（変更なし）

【区分II】「選択的で非市場的なサービス」 公費負担割合 30~50%

【区分III】「選択的で市場的なサービス」 公費負担割合 0~30%（変更なし）

【区分IV】「基礎的で市場的なサービス」 公費負担割合 30~50%

■見直し（案2）

・受益者負担の性質を「選択性」と「市場性」から9区分に分類し、それぞれの受益者負担を定める。なお、原価計算結果と条例で定める利用料金に乖離が生じる場合は、受益者負担割合の±10%までは適正範囲内とする。

<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">市場性</div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">↑</div> <div style="margin-right: 10px;">↓</div> </div> </div>	①	②	③
	受益者負担 50%	受益者負担 30%	受益者負担 0%
	公費負担 50%	公費負担 70%	公費負担 100%
	民間事業者によるサービス提供がなく、特定の市民に利益を供するサービス	民間事業者によるサービス提供がなく、多くの市民が選択的に利用するサービス	民間事業者によるサービス提供がなく、市民生活に密着した基礎的なサービス
	④	⑤	⑥
	受益者負担 70%	受益者負担 50%	受益者負担 30%
	公費負担 30%	公費負担 50%	公費負担 70%
	民間事業者によるサービス提供が少なく、特定の市民に利益を供するサービス	民間事業者によるサービス提供が少なく、多くの市民が選択的に利用するサービス	民間事業者によるサービス提供が少なく、市民生活に密着した基礎的なサービス
	⑦	⑧	⑨
受益者負担 100%	受益者負担 70%	受益者負担 50%	
公費負担 0%	公費負担 30%	公費負担 50%	
民間事業者が同様のサービスを提供しており、特定の市民に利益を供するサービス	民間事業者が同様のサービスを提供しており、多くの市民が選択的に利用するサービス	民間事業者が同様のサービスを提供しており、市民生活に密着した基礎的なサービス	
低	高	低	
	←	→	選択性

【選択性に関する基準】

区分	性質
高	特定の市民に利益を供するサービス
中	多くの市民が選択的に利用するサービス
低	市民生活に密着した基礎的なサービス

【市場性に関する基準】

区分	性質
高	民間でも広く提供されており、行政と民間が競合するサービス
中	民間では提供されにくく、一定の公共性を有するサービス
低	民間では提供されておらず、主として行政が提供すべきサービス

【施設の位置づけ】(案)

<p style="text-align: center;">市場性</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	①	②	③
	受益者負担 50% 公費負担 50% ◆文化施設(会議室以外) ◆スポーツ施設(体育室・多目的ホール・グラウンド・野球場・武道場) ◆学校施設(体育館・校庭・教室・多目的室・武道場)	受益者負担 30% 公費負担 70%	受益者負担 0% 公費負担 100% ◆図書館 ◆公園
	④	⑤	⑥
	受益者負担 70% 公費負担 30% ◆高齢者福祉施設 ◆公民館 ◆障害者福祉施設 ◆環境施設	受益者負担 50% 公費負担 50% ◆文化施設(会議室) ◆スポーツ施設(会議室) ◆学校施設(会議室) ◆市民交流施設 ◆(障害者福祉施設) ◆(環境施設) ◆(高齢者福祉施設)	受益者負担 30% 公費負担 70%
	⑦	⑧	⑨
	受益者負担 100% 公費負担 0% ◆駐車場施設	受益者負担 70% 公費負担 30% ◆スポーツ施設(プール・トレーニング室・テニスコート) ◆学校施設(テニスコート)	受益者負担 50% 公費負担 50% ◆住宅関連施設
	低	高	低
	<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">選択性</p>		

■施設の目的外利用について

・各公共施設を施設本来の目的以外の利用に供する場合の受益者負担の考え方については、以下のとおり整理する。

(案A)

区分	具体的な運用例	考え方
広義	一般開放など	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民生活に密着した基礎的サービス」(区分③⑥⑨)については、理論上、該当する事例がない。 ・「特定の市民に利益を供するサービス」(区分①④⑦)については、市場性には影響がないが、目的外利用により選択性が下がり、「多くの市民に利益を供するサービス」(区分②⑤⑧)になるため、受益者負担割合は低くなる。 <p>(案1) 区分Ⅱ、Ⅲの受益者負担の範囲内であれば適正である。 (案2) 選択性の区分が高に該当する場合、中程度に位置づけを見直す。</p>
狭義	行政財産の使用許可など	行政財産使用料条例に基づく算定による。 (本基本方針の対象外)

(案B)

区分	具体的な運用例	考え方
広義	一般開放など	各公共施設を施設本来の目的以外の利用に供する場合は、受益者負担割合を100%として利用料金を設定する。
狭義	行政財産の使用許可など	行政財産使用料条例に基づく算定による。 (本基本方針の対象外)

(2) 原価計算における費用算定項目の見直し

■ 現行の費用算定項目

分類	対象経費	
人件費	施設の受付、維持管理又は行政サービスの提供に従事する職員に要する経費 ※直接的人件費のみ計上	
物件費	賃金	臨時職員等に係るもの（嘱託員報酬を含む）
	需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料
	役務費	通信運搬費、火災保険料
	委託料	施設の管理委託料等（指定管理料を含む）
	使用料及び賃借料	パソコン等のリース料等
	その他	その他、受益者が負担すべきと考えられる施設の維持管理や運営に関する経費（報償費等）
減価償却費及び支払利息	減価償却費	建物等の取得価格及び改修費を減価償却の耐用年数で配分した額 ※国・都の補助金等の特定財源は取得価格から除く
	支払利息	建物等の取得に係る支払利息の総額を減価償却の耐用年数で配分した額

■ 現状の課題

・ 現行の基本方針では、建物等の取得価格から国・都の補助金等の特定財源を除いた金額をベースに減価償却費の算定を行っているが、取得価格から特定財源を除くことにより、施設ごとの減価償却費にばらつきが生じるため、市民負担の公平性の観点から課題がある。

■ 見直し（案）

・ 減価償却費の算定にあたり、建物等の取得価格から国・都の補助金等の特定財源を除かないことにより、施設ごとの行政コストの平準化が図られる。

(3) 原価計算におけるプール制の導入について

・ テニスコートやグラウンドなど、市内に複数存在する類似施設については、行政コストの平準化を図るため、施設分野ごとにグループ化し、費用算定項目を合算して原価計算を行うこととする。

(4) 官民連携（PPP）手法により整備される施設の取り扱いについて

・官民連携（PPP）手法により整備される施設について、市の所有権の有無に関わらず、条例により公の施設として位置づけられるものは、原価計算の対象施設とする。

(5) 指定管理者制度導入施設の取り扱いについて

・指定管理者による利用料金制を導入している施設は、基本方針に基づき、利用料金の上限を設定することとする。なお、条例で定める利用料金の限度額の変更に伴う、利用料金収入の増（減）収入及び指定管理料の算定については、指定管理者と協議の上、定めることとする。

・新たに指定管理者による利用料金制を導入する施設については、基本方針に基づく原価計算を事前に行い、適正な指定管理料の算定に努めることとする。

(6) 事務手数料に係る料金改定の基準について

■現状の課題

・現行の基本方針では、証明書等発行等に係る費用については、受益者が100%負担することとしているが、原価計算結果と条例で定める料金に乖離が生じた場合の料金改定の基準が明文化されていない。

■見直し（案）

・原価計算結果を条例で定める料金で除した乖離率が **1.5 倍** を超える事務手数料については、原則として料金改定を行うものとする。